厚生・産業常任委員会　資料５
令和8年(2026 年)10 月7日(水)
健康医療福祉部医療政策課

医療法人に対する医療法に基づく措置命令等の対応について

１．概要

令和６年 11 月、社会医療法人誠光会（以下「法人」という。）から、役員報酬を適正な手続きを経ずに増額した旨の連絡があった。

また、令和７年１月以降、法人関係者らから、役員報酬の変更手続を含む法人の対応や報告が不適切であるとして、医療政策課・技術次長（以下「次長」という。）に対し、対面および書面での情報提供があった。

医療法では、医療法人の運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、知事は、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は、職員に、法人の事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができると規定されていることから、法人が設置した第三者委員会からの令和７年４月の報告結果および法人関係者らからの情報提供の内容も踏まえ、令和７年６月から医療法に基づく検査（以下「本件検査」といい、検査対象となった案件を「本件」という。）を実施した。

本件検査の結果、法人の運営が医療法に反し、著しく適正を欠くと認められたため、医療法に基づき、法人に対し令和８年２月 12 日、措置命令を行った。

現在、令和８年５月 12 日に法人から提出があった改善計画書に基づく改善の取組状況について、現地確認も含め適宜確認を行っている。

２．県の対応経過

番号	時期	発生事実	県の対応
①	R6. 11.19	法人から医療政策課に対し、法人内での役員報酬増額手続きが不適切であり、増額した報酬相当額を法人に返還させる予定であるとの報告を受ける。	医療政策課内で、法人からの報告内容の共有
②	R7. 1.27	法人から県に対し、増額分が法人に返還され、理事長が責任を取り同年３月末で理事長を退任するとの報告（以下「②報告」という。）を受ける。	部内で、②報告までの内容に基づき、法人への医療法上の対応を協議
③	R7. 1.27	法人の顧問から次長に対し、同月 31 日の法人関係者らの訪問に対応するよう依頼があり、法人に所属する A 氏（以下当該書面の名義人を「情報提供者」という。）名義の書類を含む文書（以下「③文書」という）を受領。	医療政策課内で、③文書を共有
④	R7. 1.31	情報提供者を含む法人関係者らが来庁。県に対し調査の求めがあった。法人内での認識共有がされていない状況であったため、最終的に、法人の理事からの申し出において、法人内で調査し、再発防止策を含め改めて県に報告するという結論となった。	部内で、医療法上の対応を協議し、法人の報告を受けて検査を行う方針を確認。 （なお、③文書は、医療政策課での共有にとどまっていた。）

番号	時期	発生事実	県の対応
⑤	R7. 4.24	情報提供者を含む法人関係者らと次長が面談し、書類（以下「⑤文書」という。）を受領。法人内での調査結果として県に報告書が法人名義で提出されようとしているが、当該報告書は法人内で正当な手続を経ていない旨聴取する。	次長が対応 ⑤文書および面談結果は共有されず
⑥	R7. 4.30	法人の新理事長らが来庁。法人としてまとめた報告書を次長が受領。（以下「⑥報告書」という）	次長が対応 当該報告書および面談結果は共有されず
⑦	R7. 5.13	情報提供者を含む法人関係者らが来庁し、次長への再度の説明において、県の調査権限の確認があった。また、法人に対する再調査の指導の依頼を受ける。	次長が対応 情報は共有されず
⑧	R7. 5.23	部内で③文書および⑤文書、⑥報告書を共有し、部長の指示により本件検査の具体的準備と、本件の情報提供にかかる通報対応の検討を開始。	
⑨	R7. 5.30	報告書提出後、しばらく経つため、法人関係者から電話で次長に対し、県の状況確認があり、次長は「対応を進めているところ」と応じ、また「どちらの立場で言われているのか」と発言された。	
⑩	R7. 6.13	情報提供者が電話で、次長に「告発を進めますが、よろしいですか」と聞いたところ、当時、部として立入検査の準備中であったため、次長は「もう少し対応を待ってほしい」と応じた。	
⑪	R7. 6.25	県が医療法に基づく立入検査を開始。 令和８年１月まで本件検査を行う。	
⑫	R8. 2.12	県が法人に対し措置命令を発出	
⑬	R8. 2.17	県が情報提供者を訪問し、通報への対応結果、通報対応が一部適正でなかったこと、措置命令を行ったこと等を説明	
⑭	R8. 4.27	法人関係者と法人が参画する地域医療連携推進法人の関係者が、医療政策課を訪問。措置命令後も法人に不適切な案件が発生していることや、不利益を被っている旨聴取	
⑮	R8. 5.12	法人から県に対する改善計画書の受領	
⑯	R8. 6.17 8.31 9.29	県が法人に対し、改善状況の確認・措置命令後の事案にかかる検査を実施	

３．県の対応の振り返り

（１）初動対応

令和７年１月から４月の間、本件に関して受領した書類や情報につき、部内での共有が遅れた点が適切でなかった。令和７年１月 31 日の時点で、法人の顧問を通じて情報提供者か

ら提供された③文書を、課内でしか共有せず、また法人内での調査結果が改めて県に報告されることになったこともあり、部内で立入検査の方向性を検討する協議の際に、当該書類を共有していなかった。

また、同年４月 24 日、４月 30 日に、それぞれ法人および法人関係者から提出された書類（⑤文書および⑥報告書）や面談結果について、次長から部内に報告・共有されず、５月 23 日の時点ではじめて当該書類や面談結果が部内で共有された。**本来なら本件にかかる書類を受け取った時点で速やかに組織内で共有し、対応方針を協議すべきであった。**

（２）公益通報への対応

ア　令和７年１月 27 日に受領した資料（③文書）への対応が不十分であったこと

当初、医療政策課では、医療法上の不適切事案にかかる情報提供という認識しかなく、公益通報として対応するという認識が不足していた。

また、部内においては、令和７年１月から医療法上の対応については協議していたものの、法人内での調査結果が改めて県に報告（⑥報告書）されることになったこともあり、③文書および⑤文書の共有が遅れ、５月 23 日に部内に共有された。**１月時点で速やかに部内に共有されていれば、多くのチェックが入ることで、当初から公益通報の観点でも捉えることができていたと考えられる。**

イ　公益通報者保護制度に則した手順での対応ができていなかったこと（⑤文書）

県に対し、法人等の不正にかかる情報提供があった場合、正しい手順は以下のとおり。

❶　通報内容毎に正しい通報先（権限を有する機関）を教示（国・県各課・警察等）
❷　自所属が権限があるとしたものについて、受理・不受理の通知
❸　受理した内容の調査の要否を通知
❹　調査の実施・進捗説明
❺　調査結果の通知
❻　調査結果を踏まえた措置を通知

本件では、⑤文書に含まれる情報の提供が公益通報の要件を満たしているかの判断にあたり、医療法上の検査で得られる情報も考慮に含めようとしたため、公益通報としての手続きの対応が遅れた。実際には、医療法上の検査を踏まえて法人に命令することとなった段階で、令和８年２月に、公益通報として受理した⑤文書にかかる調査結果とあわせて、正しい通報先の教示や、受理通知などを行った。**本来なら情報提供があった時点で、情報提供者に適宜必要な確認を行い、行政機関として処分権限を有しない内容は、❶正しい通報先を教示し、処分権限を有する内容は、公益通報に該当するか否かの判断を行った上で、❷～❻の順に対応する、適正な手順を経る必要があった。**

（３）措置命令の内容について

本件に係る措置命令は、法人において実効性のある改善につながるような適切な内容であったと考える。

本件で、「法人の業務の運営が著しく適正を欠く」と評価した最も大きな理由として、組織のガバナンスが十分に機能していない状態が長期間にわたり継続していたことが挙げられる。

そこで、措置命令では、法人が健全かつ適正な組織運営体制を確立するために、以下の

４項目の筆頭に「ガバナンス体制の確立」を掲げ、かつ当該項目については、さらに５点の具体的な取組を行うよう命じている。また、その他の３項目についても、実効性のある具体的な措置をそれぞれ記載することにより、それらの内容に関する改善計画を遅滞なく作成するよう命じており、**法人において実効性のある改善につながるような適切な命令内容であったと考える。**

ア　調査結果および評価
- 役員報酬決定の手続違反
- 役員以外の職員の給与決定の手続違反
- 本件に係る原因究明・再発防止策検討過程での意思決定機能の不全
- 再発防止策策定後の基本的なルールの不徹底

イ　県からの措置命令の内容

３か月以内に以下の４点が記載された改善計画書を作成し、県に提出すること。
その後１年間は、４半期ごとに県に状況報告を行うこと。
- ガバナンス体制の確立
- 報酬規程の整備・見直しの継続的実施、透明性確保
- 組織内倫理・法令遵守意識の自律的醸成
- 外部専門家等の活用によるガバナンス体制の点検・改善

４．措置命令後の県としての対応

（１）改善状況および県の確認状況

法人において、ガバナンス体制の点検・改善のために必要な調査を外部機関に依頼し、策定等が必要な事項の洗い出しや、各事項の実施予定時期や優先順位の設定等を行い、順次、改善に取り組んでいるとの報告を受けている。

これまでに、新たに内部統制推進部を設けるなど組織体制の改変も図りながら、報酬規程をはじめとする各種規程類の整備や、職員へのコンプライアンス・ガバナンスにかかる研修など、既にいくつかの取組に着手・完了しているとのことである。

一方で、法人が改善に取り組む最中においても、ガバナンスが十分に機能していないことが疑われる事例も県では聴取しているため、継続して確認していく必要性は高い。

県としては、改善計画の受領後、３回の現地確認も含めて、法人における改善状況の確認を行っているが、引き続き法人の改善状況を適宜確認し、その状況を踏まえ、対応を検討する。

（２）法人（誠光会）と、法人が参画する地域医療連携推進法人との関係

法人間の問題は、一義的には法人間で解決に向けて議論され、行政の介入は極力控えるべきである。まずは地域医療連携推進法人として、法人（誠光会）を含めた参画法人全体が納得できる方策について、理事会等で議論いただく必要があると考える。（そのうえで議論が進まない場合には、地域医療連携推進法人について定める医療法上の趣旨に則り、県として、なすべきこととできることを検討する。）

（３）情報提供者との関係

健康医療福祉部からは、公益通報事務の認識誤りにより事務が適切に行えなかったことについて情報提供者に謝罪した。

なお、情報提供者は、令和７年３月に法人を退職しており、現時点で職場復帰等が実現

されていない。この点について、医療法上、労働紛争に介入する権限はなく、労働紛争の調整の権限を有しているのは、労働基準監督署や労働局であり、情報提供者の職場復帰が実現していない状況に対して、県の法的責任は認められないものと考えられる。

また、公益通報者保護法上、県は、公益通報者を保護する措置を講じるよう法人に指導する権限を有していないが、情報提供者の退職が公益通報に対する不利益な取り扱いによるものであることが明らかになった場合には適切なフォローアップを行う方針である。

５．総括

令和６年 11 月に法人から報告を受けた最初の段階から、法令に基づき、いかに対応すべきかという視点で、入手した資料や情報を部内で共有し、個人による対応ではなく、部として早い段階で組織的に判断・対応すべきであった。そのため、組織として適切に情報を共有し判断するよう、部長より部内全体に改めて指示したところ。

なお、令和７年５月下旬以降は、部として必要な情報を共有し、本件検査の結果、行政指導ではなく措置命令を行い、今日まで法人の適正化に向けたフォローを行っており、法令に基づく対応については、適切に処理しているものと考える。

公益通報への対応について、法に基づいた規程に沿った対応をすべき判断が遅れ、その点速やかな判断が必要であるという意識が不足しており、手続きに遅れた部分があった。そのため、適正な事務執行に向けて、部内課長会議において、部長から各所属長に対し、改めて法令遵守の徹底と公益通報者保護制度の庁内研修への職員の積極的な参加を呼び掛けるとともに、部内研修を行うこととし、再発防止を徹底する。

法人への指導については、法人において、現在、作成された改善計画書に基づき、改善に取り組まれており、県としても法人を訪問し、実際の改善状況を確認しているところである。現状、計画どおりに改善が図られてきている面もある一方で、依然としてガバナンスが十分に機能していないことが疑われる事例も聴取しているため、引き続き法人の改善状況を適宜確認し、その状況を踏まえ、対応を検討してまいる。